

## 子どもたちの学びと学校生活のために



問い合わせ  
総務学事課 ☎59-2185

### 特別支援教育

#### 就学についての教育相談

就学についての教育相談を行っています。気になる点がありましたら、相談してください。

とき 6月1日(月)～30日(火)(土・日曜日は除く)

※個別の日時は、申込時に相談の上決定します。

ところ 総務学事課

対象 令和3年度小学校入学予定で、心身や行動などの発達に気になる点のある幼児

※LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症などの発達障害、そのほか障害のある幼児も対象です。

申し込み 総務学事課へ。

### ことば・きこえの教育相談

大竹小学校には、「ことば」や「きこえ」に課題のある子どもに指導を行う「通級指導教室」(ことばの教室)を設置しています。

ことば・きこえの教育相談を行います。気になる点がありましたら、相談してください。

とき 6月1日(月)～30日(火)(土・日曜日は除く)

※詳しい日時は、申込時に相談の上決定します。

## フリマサービストラブルは個人間で解決?



問い合わせ 消費生活センター(産業振興課内) ☎573236  
【相談日】火・金曜日(祝日・年末年始を除く)  
9時～12時・13時～16時



【事例1】  
初めてフリマアプリを利用し、新品と記載されていた時計を約2千5百円で購入した。届いた時計はネジが回らないし、すぐに遅れる。売りに手に抗議のメールを送ったが、回答がない。(60歳代 男性)

【事例2】  
フリマサイトにブランドのバッグを出品した。買手に商品を送付し代金を受け取ったが、「バッグは偽物だったので返金するように」と連絡があった。バッグは数年前に正規店で購入した本物だ。フリマサイトに相談したが、自分たちで解決するようにと言われてしまった。(60歳代 女性)

【アドバイス】  
●生前整理や終活の意識もあり、フリマサービスの利用が高齢者にも広がっています。

●フリマサービスでの取引は、基本的に売主と買主との個人間の取引です。利用規約では、トラブルは当事者間で解決するように求められていることをよく理解しましょう。

●利用する際は、利用規約をよく読み、サービスの仕組みや禁止行為などについても理解しておくことが大切です。

●当事者間で話し合っても、運営業者に相談しても、交渉が進まない場合は、問題の整理などを行うため、お住まいの自治体の消費生活センターなどに相談しましょう(消費者ホットライン188)。(国民生活センター発行「見守り新鮮情報349号」より)

※フリマサービス フリーマーケットのように、スマートフォンなどのオンライン上で、個人間で物品の売買ができるもの。

ところ 総務学事課

対象 令和3年度小学校入学予定で、ことばやきこえに気になる点のある幼児

申し込み 総務学事課へ。



新しい  
中学校用教科書の展示

令和3年度から全国の中学校で使用する教科書が新しくなります。生徒たちが新しく使う教科書を市民の皆さんにも知ってもらうため、見本を展示し、意見を募集します。

新しく使用する教科書は、この見本の中から、8月に決定する予定です。

とき 6月12日(金)～25日(木)

ところ 総合市民会館1階ロビー

## ひとり親家庭のための学習支援受講者募集

問い合わせ  
広島県ひとり親家庭等福祉連合会  
☎082-227-2370

新型コロナウイルス感染症や学校の再開状況により、日程などを変更する場合があります。

ところ 総合市民会館、玖波公民館

対象 母子家庭および父子家庭の小学1年生から中学3年生まで

講師 大学生および教員OB  
定員 総合市民会館(6人) 玖波公民館(3人)

持参品 宿題、教科書、ドリルなど

申し込み 6月10日(水)までに、郵送または電話、ファクス、メールで県ひとり親家庭等福祉連合会へ。申し込み多数の場合は抽選。受講者には郵送でお知らせします。

〒730-0016 広島市中区鞆町3-57中特会館2階  
☎082-227-2371  
Eメール hiro-kenboren@kih.biglobe.ne.jp

総合市民会館	6月	7日(日)、21日(日)	
	7月	5日(日)、19日(日)、28日(火)、30日(木)	
	8月	3日(月)、5日(水)、17日(月)、20日(木)	
	9月	27日(日)	
	10月	18日(日)	
	11月	29日(日)	
	12月	24日(木)	
	令和3年	1月	24日(日)
	2月	21日(日)	
	3月	7日(日)	
	玖波公民館	6月	13日(土)、27日(土)
		7月	11日(土)、25日(土)
8月		1日(土)、8日(土)、22日(土)、29日(土)	
9月		12日(土)	
10月		10日(土)	
11月		14日(土)	
12月		19日(土)、26日(土)	
令和3年		1月	9日(土)
2月		13日(土)	
3月	13日(土)		

時間はいずれも9時30分から11時30分

## 児童手当の現況届 6月30日(火)まで

問い合わせ  
福祉課 ☎59-2148

児童手当を受給している方は、6月中に現況届を提出する必要があります。この届けは、6月分以降も引き続き手当を受給する要件を満たすかどうかを確認するためのものです。現在、手当を受給している方には、6月初旬に現況届を送付します。必要事項を記入し、押印した申請書に必要書類を添付して、同封の返信用封筒で提出してください。

締め切り 6月30日(火)

必要書類 手当を受給している方の健康保険証の写し

※単身赴任で、児童と別居している場合には、別居監護申立書が必要です。

その他、状況に応じて必要な書類があります。詳しくは福祉課へ。

申請受け付け後、審査を行い申請者宛てに通知します。支払予定額、支払予定日は、通知で確認してください。